

佐 高 第 2581 号
令和 8 年 3 月 26 日

処遇改善加算の対象サービス事業所・施設の管理者 様

佐渡市高齢福祉課長

令和 8 年度介護職員等処遇改善加算に関する届出について（通知）

令和 8 年度の届出に当たっては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 8 年度分）」（令和 8 年 3 月 13 日付け老発 0313 第 6 号厚生労働省老健局長通知）に留意の上、下記により必要書類を提出願います。

記

1 令和 8 年度処遇改善計画書の提出について

令和 8 年度に介護職員等処遇改善加算の算定を行う場合は、処遇改善計画書の作成と、必要に応じて体制等届出書の提出が必要です。

(1) 提出書類（昨年度と様式が異なります。）

様式は、県ホームページからダウンロードしてください。

【令和 8 年度】介護職員等処遇改善加算の届出について（介護保険サービス）

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/20260401syoguukaizen.html>

① 処遇改善計画書等

- ・別紙様式 2-1、2-2、2-3

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 8 年度）

- ・別紙様式 5 特別な事情に係る届出 ※該当ない場合は不要。

※ 新たに加算を算定する場合や加算区分を変更する場合は、体制等届出書の提出が必要となりますので、以下のとおり対応願います（加算区分を変更しない場合は提出不要。）。

② 体制等届出書（新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合）

- ・別紙 2、1-1 又は 1-2 体制等届出書

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 2）

介護給付算定に係る体制等状況一覧表（居宅・施設サービス）（別紙 1-1）

介護給付算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）（別紙 1-2）

(2) 提出先・提出期限一覧表

処遇改善計画書・体制等届出書（新たに処遇改善加算を算定する場合や加算区分を変更する場合）の提出先及び提出期限については、以下のとおりです。内容をご確認の上、処遇改善計画書は佐渡市高齢福祉課にメールで、体制等届出書の提出が必要な場合は、厚生労働省「電子申請届出システム」へ、それぞれ提出くださるようお願いいたします。

対 象	内 容	提出期限	提出先
<ul style="list-style-type: none"> ● 従前の加算対象事業所が所属する事業者 ● 従前の加算対象事業所と加算新設事業所の両方が所属している事業所 	令和8年4月及び5月分の処遇改善加算、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降の処遇改善加算を算定する場合	【処遇改善計画書】 令和8年4月15日（水）	佐渡市へメール
		【体制等届出書】 ● 4月分 （居宅・施設共通） <u>令和8年4月15日（水）</u> ※提出期限の特例 ● 5月分 ・居宅サービス 令和8年4月15日（水） ・施設サービス 令和8年5月1日（金） ● 6月分 ・居宅サービス 令和8年5月15日（金） ・施設サービス 令和8年6月1日（月）	厚生労働省「電子申請・届出システム」
加算新設事業所のみが所属する事業者	<u>令和8年4月及び5月分は処遇改善加算を算定しないが、介護報酬臨時改定後の令和8年6月以降に処遇改善加算を算定する場合</u>	【処遇改善計画書】 令和8年6月15日（月）	佐渡市へメール
		【体制等届出書】 ● 6月分 <u>令和8年6月15日（月）</u> ※提出期限の特例	厚生労働省「電子申請・届出システム」

2 変更届出書の提出について

既に提出した処遇改善計画書について、以下の事項に変更があった場合は、変更届出書の提出が必要です。

(1) 提出書類

- ・別紙様式4 変更に係る届出書

(2) 提出書類・提出期限一覧

変更事項	提出書類	提出期限	提出先
会社法の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更	・別紙様式4のとおり	・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで	佐渡市へメール
加算を算定する事業所に増減があった場合 ① 事業所を追加する場合 ② 一部の事業所を廃止する場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 速やかに	●別紙様式4、 関係書類 佐渡市へメール ●体制等届出書 厚生労働省「電子申請・届出システム」
算定要件の適合状況の変更等により加算区分に変更が生じる場合 ① 加算区分を上げる場合 ② 加算区分を下げる場合	①の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書 ②の場合 ・別紙様式4のとおり ・体制等届出書	①の場合 ・居宅サービス 変更月の前月の15日まで ・施設サービス 変更月の初日まで ②の場合 変更月の前月の末日まで	●別紙様式4、 関係書類 佐渡市へメール ●体制等届出書 厚生労働省「電子申請・届出システム」
就業規則（介護職員の処遇に関する内容）を変更した場合	—	実績報告の提出時	※改めてお知らせします

3 実績報告書の提出について

令和8年度実績報告書の提出期限は、令和9年7月末とする予定です。

このことについては、後日、通知します。

なお、令和8年度中に加算を算定する全ての事業所を廃止した場合、最終の加算の支払があった月の翌々月の末日までに実績報告書の提出が必要ですので、佐渡市高齢福祉課へ連絡してください。

4 提出方法について

メールで提出してください。

(宛先：h-korei@city.sado.niigata.jp)

※メールでの提出が困難な場合は、事前にご相談ください。

5 介護職員等処遇改善加算の問い合わせ先

加算の要件、賃金改善の方法、処遇改善計画書の記入方法等については、以下の相談窓口までお問い合わせくださるよう、お願いします。

加算の要件、賃金改善の方法、計画書の記入方法等のお問合せ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9時～18時（土日含む）

※ 繋がりにくい場合は、時間をおいておかけ直してください。

佐渡市高齢福祉課介護保険係

電話：63-3790

FAX：63-5121

メール：h-korei@city.sado.niigata.jp